

## 日本一の読書のまち三郷ロゴマークの使用に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、日本一の読書のまち三郷ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関する事項を定め、日本一の読書のまち宣言に基づいた市の取り組みを市民へ広く周知し、日本一の読書のまち三郷づくりへの機運を高め、より効果的に読書活動の推進を図ることを目的とする。

### (ロゴマークの使用)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、三郷市に属する。

2 ロゴマークは、日本一の読書のまち三郷ロゴマーク使用上の注意に定められた形状、色彩等に従って使用するものとする。

### (市民による使用)

第3条 ロゴマークを使用することができる者は、市民(市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学している者(市内の事業所及び市民団体を含む。))をいう。)で、その使用が次の各号のいずれにも該当し、かつ、公益性があると市長が認めるものとする。

(1) 第4条第3項の規定により市長の承認を受けた市民が自ら使用するとき。

(2) 公序良俗に反するおそれがないとき。

(3) 市の信用や品位を損なうおそれがないとき。

(4) 政治又は宗教活動に使用されるおそれがないとき。

(5) 営利目的に使用されるおそれがないとき。

### (使用申請及び承認)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、日本一の読書のまち三郷ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)により、市長に申請するものとする。この場合において、ロゴマークを使用する物件等の参考になる資料を添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、市長に申請することを要しない。

(1) 市が発行する刊行物、ポスター等の印刷物に表示する場合

(2) 公務上使用する用紙、封筒等に表示する場合

(3) 市が管理する掲示板、標識等の工作物に表示する場合

(4) 市が所有又は管理する庁舎等の不動産又は車両等の動産に表示する場合

(5) 公務上使用する表彰状、感謝状、記念品、賞品等の物品に表示する場合

(6) 国又は他の地方公共団体が設置した教育機関が使用する場合

(7) 報道機関が報道の目的に使用する場合

(8) 日本一の読書のまち三郷協働事業に関する事務要領（平成29年2月9日教育長決裁）の規定に基づき承認を受けた団体が使用する場合

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が申請を要しないと認めた場合

3 市長は、第1項の申請があったときはその内容を審査し、日本一の読書のまち三郷ロゴマーク使用（承認・不承認）通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

4 市長は、前項の規定によるロゴマークの使用承認に際し、必要があると認めるときは、承認に条件を付することができる。

（承認内容の変更等）

第5条 前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「被承認者」という。）が、当該承認の内容を変更しようとするときは、日本一の読書のまち三郷ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第3号）を提出し、当該承認の変更に係る承認を受けなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の承認変更の手續について準用する。

3 第1項の変更の内容は、前項の変更の承認後でなければ実施することができない。

（報告等）

第6条 市長は、被承認者にロゴマークの使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

（承認の消滅）

第7条 第5条の規定による承認の効力は、当該ロゴマークの使用について市長が承認した日の属する年度の末日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その日をもって消滅するものとする。

- (1) 承認された使用期間が満了したとき。
  - (2) 承認された使用期間内に、その使用目的が消滅したとき。
- (承認の取消し)

第8条 市長は、被承認者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 第2条第2項の規定に違反して使用したとき。
- (3) 承認された使用目的以外の目的に使用したとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めたとき。

2 前項の承認の取消しは、日本一の読書のまち三郷ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係るロゴマークの使用を中止しなければならない。

4 前項の規定により生じた損害は、承認を取り消された者の負担とする。

(事務の処理)

第9条 この要領に基づくロゴマークの使用承認に係る事務は、三郷市教育委員会生涯学習部日本一の読書のまち推進室において行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。